

平成 29 年度

財政援助団体監査報告書

公益社団法人川西市シルバー人材センター

川西市監査委員

平成30年5月31日

川西市長
大塩民生様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 大崎 淳正

財政援助団体監査報告書の提出について
(公益社団法人川西市シルバー人材センター)

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体監査の結果は、別紙のとおりです。同法同条第9項の規定に基づき提出します。

財政援助団体監査報告書
(公益社団法人川西市シルバー人材センター)

1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2 監査の対象

(1) 対象団体・部局

- ・対象団体 公益社団法人川西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）
- ・所管部局 〔監査対象年度：平成 28 年度
健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課〕
（30 年度は福祉部 地域福祉課）

・委託業務関連部局（抽出）

〔監査対象年度：平成 28、29 年度

みどり土木部 道路公園室 道路管理課

（道路管理課所管の抽出委託業務が、30 年度に道路整備課に移管）

平成 28 年度

キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区推進課〕

（30 年度は土木部 キセラ川西推進課）

なお、監査対象年度における委託業務から一部を抽出して実施した。

(2) 対象事務

- ・センターにおける平成 28 年度の川西市補助金収入及び川西市貸付金収入に係る出納その他の事務の執行
- ・市健康福祉部における同補助金及び貸付金に係る事務の執行
- ・市がセンターに委託した業務に係る事務の執行（抽出）

3 監査の期間

平成 29 年 12 月 28 日から 30 年 3 月 28 日まで

4 監査の方法

センターに対し、平成 28 年度における財務全般に関する書類の提出を求めるとともに、所管部局である健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課に対し、補助金交付関係書類及び貸付金関係書類の提出を求め、次の事項を主眼点として関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係者から事情聴取する方法により実施した。

（財政援助団体側）

- ・交付された補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか。
- ・補助金に係る収支等、出納全般に係る処理が、会計基準等の諸規定に基づき適正に処理されているか。

- ・借入金が目的に沿って適正に執行され、かつ、市に返還されているか。
- ・借入金の目的、条件、手続き等は適正か。
- ・市からの受託業務が契約書等に則って適正に行われているか。

(所管部局側)

- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ・補助金の算定及び支出方法、時期、手続き等が適正に行われているか。
- ・貸付金の目的、条件、手続き等は適正か。

(委託業務関連部局側)

- ・委託業務が市契約規則等に則って適正に行われているか。

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりであるが、出納その他の事務の執行について、別項の指摘事項に記載したとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項等についてはそれぞれ監査時点のものである。

(注) 本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 文中の金額 | 原則、万円単位で表示し、表示単位未満の端数は切捨。 |
| (2) 文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数は四捨五入。 |

公益社団法人川西市シルバー人材センター

1 財団の概要

(1) 名称、所在地、沿革

名称：公益社団法人川西市シルバー人材センター

所在地：川西市火打1丁目10番9号（平成27年1月に火打1丁目5番17号から移転）

沿革：昭和56年12月1日 社団法人川西市シルバー人材センター設立
平成24年4月1日 公益社団法人へ移行

(2) 設立目的

センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、兵庫県知事から認定を受けた公益法人であり、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(3) 事業内容

センターの定款第4条第1項に掲げている事業は、次のとおりである。

高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供

高年齢者の就業に関する調査及び研究

高年齢者に対する就業相談の実施

高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供

臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施

高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 公益社団法人への移行について

従来の公益法人制度では、法人設立等の主務官庁制・許可主義の下で、法人の設立と公益性の判断が一体となっていたが、公益法人制度改革により法人の設立と公益性の判断が分離され、公益性の判断は民間有識者による委員会の意見に基づき、行政庁が行うこととなった。

センターは、従来の民法による公益法人から、特例民法法人を経て、平成24年3月19日付で兵庫県知事から公益社団法人としての認定を受け、同年4月1日から公益社団法人へ移行している。

3 公益目的事業及び収支相償について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）

では公益法人の事業を公益目的事業と収益事業等の2つに区分し、公益目的事業以外の事業を収益事業等と定義している（認定法第2条第4号、第5条第7号）が、認定法上では、一般的に収益を上げる事業でも、当該事業が公益目的事業に該当する場合、当該事業は公益目的事業に分類されることとなる。

センターが兵庫県知事から公益社団法人としての認定を受ける際、センターの事業について、公益目的事業は「高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業等の機会の確保と提供により、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図る事業」として、また、収益事業等は「該当なし」として認定を受けている。

また、公益法人は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えてはならないという制約を受ける（認定法第5条第6号、第14条）。これを収支相償という。収支相償は、公益法人が利益を内部に溜めずに、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用して、無償・安価なサービスを提供し、受益者を広げようとするものであり、公益法人が受けている税制優遇の重要な基礎となっている。

4 川西市との関係

平成28年度における川西市（以下「市」という。）との関係は、次のとおりである。

市は、センターの運営補助金として4,678万円を補助している。

市は、一時貸付金として28年8月4日から29年3月31日の期間で600万円を貸し付けている。

市は、公有財産（土地、建物）を土地（573.76 m²）については無料で、事務所建物（582.98 m²）については年87万円で貸与している。

市は、駐輪場の整理や広報誌の配布、管理施設の除草などの業務を発注し、委託料等の合計は8,526万円である。

（参考）市からの委託料等の実績（センター提出資料による）は、次のとおりである。

市からの委託料等の実績（センター提出資料による）

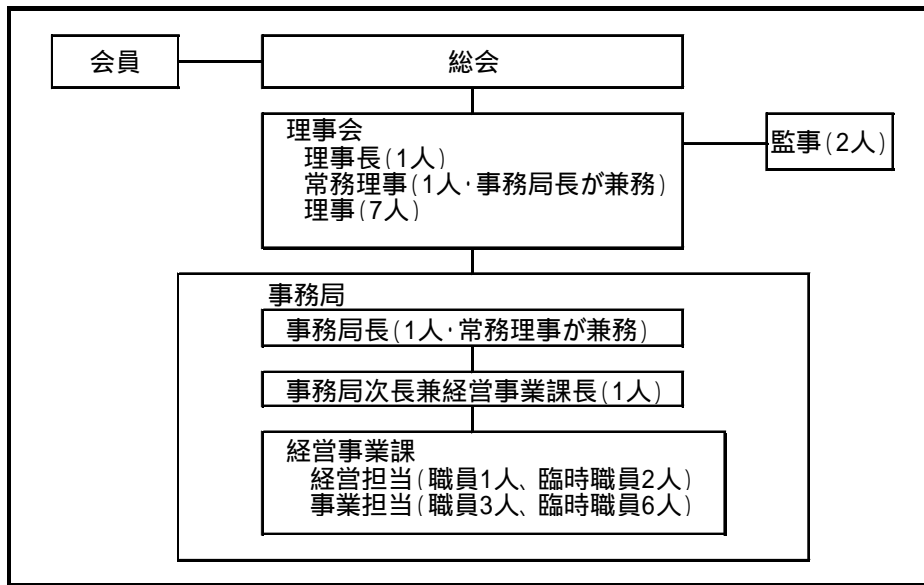
（単位：円）

区 分	26年度	27年度	28年度
市からの委託料等の実績	78,453,216	85,584,401	85,260,326

5 組織

平成28年度の組織機構図は、次表のとおりである。

組織機構図



センターの組織は、会員で構成される総会、役員組織としての理事会（意思決定機関）、監事及び事業の実施機関である事務局（経営事業課）で構成されている。役員として理事及び監事が置かれ、それぞれ総会で選任されている。役員数は、理事9人（理事長、常務理事各1人を含む）及び監事2人の合計11人である。

28年度においては、理事会を6回開催（うち1回は臨時会）し、理事長の選定、前年度決算、次年度事業計画・予算、規程の改正等の議案を審議している。総会は年1回5月に開催され、前年度事業報告、決算の承認及び役員選任等がなされている。また、監事による監査が年2回実施されている。

常務理事を兼ねる事務局長を除いた事務局職員は13人〔正職員5人（事務局次長兼経営事業課長を含む）、臨時職員8人〕である。

6 センターの会員について

センターの会員は、次の3種である。なお、平成29年3月31日現在において特別会員及び賛助会員は存在しない。

(1) 正会員

センターの目的に賛同する市に居住する者で、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働力の活用を希望するおおむね60歳以上の者。正会員はセンターの会費規則により月額100円の会費を納入している。

(2) 特別会員

センターに功労があった者または学識経験者で、センターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、総会の承認を得た者。

(3) 賛助会員

センターの目的に賛同し、事業に協力する個人または団体が理事会の承認を得た者。

正会員数及び事業実施状況は次のとおりである。

正会員及び事業実施状況

区 分		26年度	27年度	28年度
会 員 数 (人)	1	1,371	1,387	1,273
就 業 延 人 員 (人 ・ 日)	2	106,459	105,585	102,826
就 業 率 (%)	3	75.1	74.3	73.5
事 業 収 益 (円)	4	415,060,279	408,364,135	387,526,725

- 1 会員数は各年度末のものである。
- 2 就業延人員には派遣事業に係る就業者も含む。
- 3 就業率は会員数のうち実就業人数の割合である。
- 4 事業収益は、各年度の正味財産増減計算書における受託事業収益に、労働者派遣事業等受託収益を加えている。

7 主な事業の実施状況

(1) 受託事業

受託事業の仕組みは、センターが地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事(受託事業)を受注し、会員として登録された高年齢者の中から適任者を選んでその仕事を提供し、仕事の提供を受けた会員は、契約内容に従ってその仕事を実施し、仕事の内容と就業実績に応じてセンターから配分金(報酬)を受け取るものである。

過去3カ年における各職群別の受託事業の実績(センター提出資料による)は次のとおりである。

職群別の受託事業の実績(センター提出資料による)

職群	仕事の内容	年度	受注件数 (件)	就業延人員 (人)	民間事業 (円:A)	公共事業 (円:B)	合計 (円:(A)+(B))
技術群	経理事務・ ボイラー管理等	26	9	239	1,295,524	0	1,295,524
		27	12	197	814,591	0	814,591
		28	14	132	368,062	0	368,062
専門技能群	植木剪定・ 大工・左官等	26	1,342	4,480	42,032,422	3,731,109	45,763,531
		27	1,366	4,312	42,566,244	6,354,188	48,920,432
		28	1,327	4,344	41,498,488	7,019,365	48,517,853
事務群	筆耕・一般事務 調査事務等	26	158	814	1,104,579	877,669	1,982,248
		27	139	822	1,479,945	812,999	2,292,944
		28	147	1,056	1,189,982	1,136,155	2,326,137
管理群	施設管理等	26	66	19,938	42,480,505	25,750,237	68,230,742
		27	58	17,600	38,310,231	23,542,846	61,853,077
		28	55	16,594	35,104,857	22,696,601	57,801,458
折衝外交群	メール便配達・ 販売補助等	26	4	792	1,342,917	1,883,232	3,226,149
		27	5	792	1,690,915	2,175,842	3,866,757
		28	3	673	2,268,665	1,860,457	4,129,122
一般作業群	除草・ 清掃等	26	1,528	60,991	200,937,127	36,789,290	237,726,417
		27	1,525	58,573	190,763,725	41,496,023	232,259,748
		28	1,638	56,941	175,658,329	42,494,340	218,152,669
サービス群	市広報誌の配布・ 家事援助等	26	148	17,543	31,286,612	21,852,552	53,139,164
		27	147	17,486	33,592,920	22,066,796	55,659,716
		28	127	15,867	32,205,650	20,630,144	52,835,794
合計		26	3,255	104,797	320,479,686	90,884,089	411,363,775
		27	3,252	99,782	309,218,571	96,448,694	405,667,265
		28	3,311	95,607	288,294,033	95,837,062	384,131,095

上記実績額には独自事業に係るものも含めて表示している。

(2) 独自事業

センターは独自事業として平成 28 年度はパソコン訪問指導事業、墓清掃事業を実施している。過去 3 カ年における独自事業の実績(センター提出資料による)は次のとおりである。

独自事業の実績(センター提出資料による)

事業	年度	受注件数 (件)	就業延人員 (人)	実績金額 (円)
自転車リサイクル事業	26	1	246	1,029,890
EM活性液販売事業	26	1	246	56,580
パソコン訪問指導事業	26	4	44	114,232
	27	2	24	63,272
	28	4	26	71,148
墓清掃事業	27	1	2	4,630
	28	3	6	16,720
合計	26	6	536	1,200,702
	27	3	26	67,902
	28	7	32	87,868

なお、独自事業について、26年度まで自転車リサイクル事業（市が撤去した放置自転車を譲り受け、修理・整備し販売する事業）及びEM活性液事業（有用な微生物群を活性化させた液を販売する事業）を行っていたが、市の放置自転車施策の見直し等により、26年度の事務所移転に伴って、これらの事業は終了しており、これにより独自事業収益が大きく減少している。

(3) シルバー派遣事業

シルバー派遣事業の仕組みは、派遣元事業主（兵庫県シルバー人材センター協会）と派遣先事業所との間で労働者派遣契約を締結し、派遣元事業主と雇用関係にある会員を派遣先事業所へ派遣することで就業先において発注者からの指揮命令を受けながら就業することができるものである。

受託事業による会員の就業では、発注者と会員との間に指揮命令関係がなく、高齢者の持つ専門的な知識や経験を活用することが困難な場合等があることから、センターは、兵庫県シルバー人材センター協会が行う労働者派遣事業の実施事務所としてシルバー派遣事業を実施している。

シルバー派遣事業において、会員賃金等は兵庫県シルバー人材センター協会から会員へ支給され、センターは兵庫県シルバー人材センター協会から手数料（派遣手数料）を受け取っている。

過去3カ年におけるシルバー派遣事業の実績（センター提出資料による）は次のとおりである。

派遣事業の実績（センター提出資料による）

年度	受注件数 (件)	就業延人員 (人)	派遣手数料収入 (円:A)	会員賃金等 (円:B)	実績金額 (円:(A)+(B))
26	5	1,662	662,040	5,960,783	6,622,823
27	17	5,803	2,681,640	21,852,324	24,533,964
28	34	7,219	3,380,400	27,903,245	31,283,645

事業規模を示すため、派遣手数料収入(A)に会員賃金等(B)を加えた実績金額(A)+(B)を表示している。

8 会計基準及び決算概要（平成28年度）

公益社団法人の会計に関する一般的、標準的な基準として公益法人会計基準（平成20年会計基準）があり、センターもこれに基づいて会計処理を行っている。

平成20年会計基準では、「公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない」とされており、センターは公益目的事業を経理する公益目的事業会計と法人全般に係る事項等を経理する法人会計の2会計に区分している。

なお、センターは、平成20年会計基準に基づき、決算書類として財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書）のほか、附属明細書及び財産目録を作成している。

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示するために作成されるものである。なお、会計区分を設けた場合には、法人全体の貸借対照表とは別に、会計区分が示された貸借対照表内訳表を作成する必要があるが、収益事業等を行っていない公益法人については貸借対照表内訳表の作成が任意とされており、センターは収益事業等を行っていないため、貸借対照表の会計区分ごとの内訳表を作成していない。

過去3カ年における資産、負債及び正味財産の状態は、次のとおりである。

貸借対照表年度比較

(単位:円・%)

科 目	26年度	27年度(B)	28年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
I 資産の部					
1.流動資産	42,425,620	45,808,307	46,281,249	472,942	1.0
現金預金	363,371	8,479,406	8,588,296	108,890	1.3
未収金	41,333,289	36,062,127	34,250,705	1,811,422	5.0
前払金	727,870	1,266,774	3,442,248	2,175,474	171.7
立替金	1,090	0	0	0	-
2.固定資産	21,370,255	24,370,255	25,870,255	1,500,000	6.2
(1)特定資産	20,992,999	23,992,999	25,492,999	1,500,000	6.3
退職給付引当資産	20,215,823	23,215,823	24,715,823	1,500,000	6.5
減価償却引当資産	675,640	690,870	706,100	15,230	2.2
什器備品	101,536	86,306	71,076	15,230	17.6
(2)その他固定資産	377,256	377,256	377,256	0	0.0
車両運搬具	124,096	124,096	124,096	0	0.0
什器備品	19,760	19,760	19,760	0	0.0
電話加入権	233,400	233,400	233,400	0	0.0
資産合計	63,795,875	70,178,562	72,151,504	1,972,942	2.8
負債の部					
1.流動負債	32,051,273	31,216,119	29,741,878	1,474,241	4.7
未払金	31,347,952	30,482,564	28,598,462	1,884,102	6.2
前受会費	22,800	15,600	576,000	560,400	3,592.3
預り金	680,521	717,955	567,416	150,539	21.0
2.固定負債	21,715,823	23,215,823	24,715,823	1,500,000	6.5
退職給付引当金	21,715,823	23,215,823	24,715,823	1,500,000	6.5
負債合計	53,767,096	54,431,942	54,457,701	25,759	0.0
正味財産の部					
1.指定正味財産	101,536	86,306	71,076	15,230	17.6
補償金	101,536	86,306	71,076	15,230	17.6
(うち特定資産への充当額)	(101,536)	(86,306)	(71,076)	15,230	17.6
2.一般正味財産	9,927,243	15,660,314	17,622,727	1,962,413	12.5
(うち特定資産への充当額)	(675,640)	(690,870)	(706,100)	(15,230)	2.2
正味財産合計	10,028,779	15,746,620	17,693,803	1,947,183	12.4
負債及び正味財産合計	63,795,875	70,178,562	72,151,504	1,972,942	2.8

平成28年度末の資産合計は7,215万円で、内訳は流動資産4,628万円(現金預金858万円、未収金3,425万円及び前払金344万円)及び固定資産2,587万円(特定資産2,549万円及びその他固定資産37万円)である。

負債合計は5,445万円で、内訳は流動負債2,974万円(未払金2,859万円、前受

会費 57 万円及び預り金 56 万円) 及び固定負債 2,471 万円 (全額退職給付引当金) である。資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は 1,769 万円である。

固定資産のうち、特定資産 2,549 万円の内訳は、退職給付引当資産 2,471 万円、減価償却引当資産 70 万円及び什器備品 7 万円である。また、その他固定資産 37 万円の内訳は車両運搬具 12 万円、什器備品 1 万円及び電話加入権 23 万円である。

(2) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明らかにするために作成されるものである。

平成 28 年度における会計別の正味財産増減計算書は次表のとおりである。

正味財産増減計算書(会計別)

平成28年4月1日～29年3月31日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 シルバー人材センター事業	法人会計	合計
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	432,186,134	12,197,853	444,383,987
受託事業収益	372,696,134	11,450,191	384,146,325
受取配分金	338,983,342	0	338,983,342
受取材料費等	10,614,918	0	10,614,918
受取事務費	23,082,644	11,450,191	34,532,835
受取補償金振替額	15,230	0	15,230
労働者派遣事業等受託収益	3,380,400	0	3,380,400
受取会費 正会員受取会費	735,600	735,600	1,471,200
受取補助金等	55,374,000	0	55,374,000
受取連合交付金	8,590,000	0	8,590,000
受取川西市補助金	46,784,000	0	46,784,000
雑収益	0	12,062	12,062
(2) 経常費用	430,223,721	12,197,853	442,421,574
事業費	430,223,721	0	430,223,721
支払配分金	338,983,342	0	338,983,342
支払材料費等	8,352,510	0	8,352,510
人件費	49,448,842	0	49,448,842
退職給付費用	15,482,256	0	15,482,256
その他事業費	17,956,771	0	17,956,771
管理費	0	12,197,853	12,197,853
人件費	0	7,038,714	7,038,714
退職給付費用	0	582,594	582,594
その他管理費	0	4,576,545	4,576,545
当期経常増減額	1,962,413	0	1,962,413
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,962,413	0	1,962,413
一般正味財産期首残高	-	-	15,660,314
一般正味財産期末残高	-	-	17,622,727
指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	15,230	0	15,230
当期指定正味財産増減額	15,230	0	15,230
指定正味財産期首残高	-	-	86,306
指定正味財産期末残高	-	-	71,076
正味財産期末残高	-	-	17,693,803

人件費には、給料手当、臨時雇賃金、法定福利費、福利厚生費及び役員報酬を含めている。

実施事業等会計及び法人会計の合計では、経常収益4億4,438万円、経常費用4億4,242万円であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は196万円で、これに一般正味財産期首残高を加えた一般正味財産期末残高は1,762万円となり、これに当期末の指定正味財産期末残高7万円を加えた正味財産期末残高は1,769万円である。

過去3カ年における正味財産増減計算書（総括表：実施事業等会計及び法人会計の合計）の年度比較は、次表のとおりである。

正味財産増減計算書（総括・年度比較表）

（単位：円・％）

科 目	26年度	27年度(B)	28年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益	461,230,424	454,922,228	444,383,987	10,538,241	2.3
受託事業収益	414,398,239	405,682,495	384,146,325	21,536,170	5.3
受取配分金	366,634,741	358,689,552	338,983,342	19,706,210	5.5
受取材料費等	11,664,287	11,034,738	10,614,918	419,820	3.8
受取事務費	33,064,747	35,942,975	34,532,835	1,410,140	3.9
受取補償金振替額	3,034,464	15,230	15,230	0	0.0
高齢者地域就業促進事業収益	2,634,000	0	0	0	-
労働者派遣事業等受託収益	662,040	2,681,640	3,380,400	698,760	26.1
受取会費 正会員受取会費	1,549,500	1,546,600	1,471,200	75,400	4.9
受取補助金等	41,897,000	45,006,000	55,374,000	10,368,000	23.0
受取連合交付金	8,700,000	8,880,000	8,590,000	290,000	3.3
受取川西市補助金	33,197,000	36,126,000	46,784,000	10,658,000	29.5
雑収益	89,645	5,493	12,062	6,569	119.6
(2) 経常費用	457,991,534	449,189,157	442,421,574	6,767,583	1.5
事業費	447,568,132	438,056,975	430,223,721	7,833,254	1.8
支支配分金	366,634,741	358,689,552	338,983,342	19,706,210	5.5
支払材料費等	7,836,762	8,541,300	8,352,510	188,790	2.2
人件費	52,215,356	50,808,160	49,448,842	1,359,318	2.7
退職給付費用	2,016,000	2,016,000	15,482,256	13,466,256	668.0
その他事業費	18,865,273	18,001,963	17,956,771	45,192	0.3
管理費	10,423,402	11,132,182	12,197,853	1,065,671	9.6
人件費	6,920,696	6,980,511	7,038,714	58,203	0.8
退職給付費用	84,000	84,000	582,594	498,594	593.6
その他管理費	3,418,706	4,067,671	4,576,545	508,874	12.5
当期経常増減額	3,238,890	5,733,071	1,962,413	3,770,658	65.8
2. 経常外増減の部					
当期経常外増減額	0	0	0	0	-
当期一般正味財産増減額	3,238,890	5,733,071	1,962,413	3,770,658	65.8
一般正味財産期首残高	6,688,353	9,927,243	15,660,314	5,733,071	57.8
一般正味財産期末残高	9,927,243	15,660,314	17,622,727	1,962,413	12.5
指定正味財産増減の部					
受取補償金等	3,136,000	0	0	0	-
一般正味財産への振替額	3,034,464	15,230	15,230	0	0.0
当期指定正味財産増減額	101,536	15,230	15,230	0	0.0
指定正味財産期首残高	0	101,536	86,306	15,230	15.0
指定正味財産期末残高	101,536	86,306	71,076	15,230	17.6
正味財産期末残高	10,028,779	15,746,620	17,693,803	1,947,183	12.4

人件費には、給料手当、臨時雇賃金、法定福利費、福利厚生費、及び役員報酬を含めている。

9 市からの借入金について

センターは、経常費用である会員への配分金や職員給与等の支払いで、毎月約3,600万円の運転資金が必要であるが、平成28年度期首の現金預金は847万円で資金が不足していることから、退職給付引当資産約2,000万円を流用し期末に戻し入れるなどの対応を行っている。この他、センターの資金計画において、特に支払いが多くキャッシュ・フローに不足が生じる時期から年度末まで、市から毎年600万円の借入を行っており、28年度においても同額を借り入れている(平成28年8月4日～平成29年3月31日 借入利率年0.3%)。

近年の借入状況を見ると、借入期間が長期化の傾向となっている。

市からの借入金

年度	借入金額	借入期間	利率
26	600万円	平成26年9月11日 ~ 27年3月31日	0.3%
27	600万円	平成27年8月6日 ~ 28年3月31日	0.3%
28	600万円	平成28年8月4日 ~ 29年3月31日	0.3%
29(参考)	600万円	平成29年6月15日 ~ 30年3月31日	0.3%

10 補助金について

受取補助金等は5,537万円で、内訳は、受取連合交付金収入859万円及び受取川西市補助金4,678万円(対前年度1,065万円・29.5%増)である。

市補助金は、公益社団法人川西市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、センターが行う、高齢者の就業機会を提供する事業に要する経費の一部について市から補助を受けているものであり、実際には、センターの予算計上時における収支差額見込み額が交付されている。

市補助金の収入状況は次のとおりである。

市補助金

(単位:円)

区分	26年度	27年度	28年度
補助金額	33,197,000	36,126,000	46,784,000

11 指摘事項及び意見

センター

(1) 退職給付引当金について

センターは将来の退職金支払いに備えて退職給付引当金を設定し、これに相当する額の預金を特定資産(退職給付引当資産)としている。平成28年度末時点の貸借対照表における当該退職給付引当金の額は2,471万円となっているが、センターは市との協議により、18年度以降、毎年150万円ずつ退職給付引当金の積

み立てをすることとなった。この結果、28年度末時点において退職給付引当金積立必要額（センター算出）である2,338万円との間に133万円の差額が生じているため、退職給付引当金の額として適切な額を計上すべきである。

決算書の財務諸表に対する注記に記載されている重要な会計方針である「期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済給付額を控除した金額」と当該退職給付引当金の額との整合性がとれていない。前回（20年度）の監査時にも同様の指摘をしているが、改めて適切に処理されたい。

センターは資金繰りの都合上、期中において退職給付引当資産を運転資金に流用している。28年度においては期首の退職給付引当資産2,321万円に対して2,000万円を4月に運転資金として流用し、27年度末に退職した職員に対する退職金については、28年度に市からの運営補助金をこれに充てており、退職給付引当資産がその本来の目的のために使用されていないため、会計基準に則った適切な会計処理に努める必要がある。

（2）借入金について

市からの借入金について、センターは、経常費用である会員への配分金や職員給与等の支払いで、毎月約3,600万円の運転資金が必要であるが、平成28年度期首の現金預金は847万円であり資金が不足していることから、退職給付引当資産約2,000万円を流用し期末に戻し入れて対応しているほか、例年市から600万円の短期借入を行っており、28年度においても同額を借り入れている（28年8月4日～29年3月31日 借入利率年0.3%）。

市から借り入れを行っている主な理由としては、職員への給与や会員への配分金の支払いが増加する時期的な要因のほか、経常的な支払いにおいて資金が不足しているためである。

借入金額や時期等については、センターにおける次年度の予算作成の際に、年間の資金状況でキャッシュ・フローに不足が生じる時期や金額を予測した計画を市に提出し、市が査定を行い貸付金額、期間等が決定されており、借入期間は近年長期化の傾向にある。

退職給付引当資産2,000万円を運転資金に流用し、本来の目的に使用されていないことは会計的に適正とは言えず、また、市の財政状況も厳しいことから、経常費用の縮減や安定財源の確保に向けた取り組みなど、抜本的な対策を講じる必要がある。

（3）市補助金について

市補助金は、市が規定する公益社団法人川西市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、センターが実施する高齢者の就業機会を提供する事業に要する経費の一部について市から交付されているものである。

補助金の算出については、センターにおける次年度の予算編成において、センターの財源である受託事務費（配分金額の概ね10%）、会費、連合交付金（国補助金）等から、運営経費である職員給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費等の費用を控除した収支差額見込み額（次表参照）を、市へ補助金として交付申請している。

平成28年度の補助金算定資料をみると、補助額4,678万円には、27年度末に退

職した職員の退職金約1,398万円(退職金総額から中小企業退職金共済支給額を控除した金額)が含まれていた。

今後も、市補助金額の算定根拠となるセンターの収支不足額は同様に推移することが見込まれるが、市の財政状況が厳しい中、更なるセンターの費用の縮減、事業の開拓・拡大等の取り組みにより収支改善を行い、補助額の縮減に努められたい。

補助金算定上の収支予算額

(単位:円・%)

	26年度	27年度(B)	28年度(A)	構成比	増減(A)-(B)	増減率
(1) 経常収益 (受取配分金、受取材料費等を除く)	46,389,000	44,616,000	47,991,000	100.0	3,375,000	7.6
受託事業収益(受取配分金、受取材料費等を除く)	33,385,000	33,355,000	34,308,000	71.5	953,000	2.9
受取事務費	33,385,000	33,355,000	34,308,000	71.5	953,000	2.9
高齢者地域就業促進事業収益	2,634,000	0	0	0.0	0	-
労働者派遣事業等受託収益	1,000	700,000	3,400,000	7.1	2,700,000	385.7
職業紹介事業受託収益	1,000	1,000	1,000	0.0	0	0.0
受取会費	1,656,000	1,668,000	1,680,000	3.5	12,000	0.7
受取連合交付金(国補助金)	8,700,000	8,880,000	8,590,000	17.9	290,000	3.3
受取連合助成金	1,000	1,000	1,000	0.0	0	0.0
雑収益	11,000	11,000	11,000	0.0	0	0.0
(2) 経常費用 (支払配分金、支払材料費等を除く)	80,346,000	82,042,000	94,775,000	100.0	12,733,000	15.5
事業費(支払配分金、支払材料費等を除く)	69,256,000	71,260,000	83,173,000	87.8	11,913,000	16.7
人件費	51,628,000	50,943,000	49,643,000	52.4	1,300,000	2.6
退職給付費用	2,016,000	2,016,000	15,432,000	16.3	13,416,000	665.5
その他事業費	15,612,000	18,301,000	18,098,000	19.1	203,000	1.1
管理費	11,090,000	10,782,000	11,602,000	12.2	820,000	7.6
人件費	6,935,000	7,055,000	7,098,000	7.5	43,000	0.6
退職給付費用	84,000	84,000	643,000	0.7	559,000	665.5
その他管理費	4,071,000	3,643,000	3,861,000	4.1	218,000	6.0
差引(1)-(2)	33,957,000	37,426,000	46,784,000	-	9,358,000	25.0
受取川西市補助金	33,197,000	36,126,000	46,784,000	-	10,658,000	29.5

人件費には、給料手当、臨時雇賃金、法定福利費、福利厚生費、及び役員報酬を含めている。

(4) 会員の確保について

センターにおける平成28年度の会員数は1,273人で、対前年度114人(8.2%)減、新規入会者は109人で、対前年度67人(38.1%)減、退会者は223人で、対前年度63人(39.4%)増となっている。これは、定年延長や継続雇用の制度が定着する等の理由で、60代の入会希望者が大きく減少するとともに、高齢化が進み、健康面や加齢により就業できなくなった会員の退会の増加や、病気等により未就業であった会員の退会など、複数の要因が影響している。

センターでは、事業の広報・啓発活動など新規会員の確保に努めているが、安定した運営基盤の確立を図るためにも、更なる会員確保の取り組みが必要である。

会員数の推移

(単位:人)

区 分	26年度	27年度	28年度
正 会 員 数	1,371	1,387	1,273
新 規 会 員	170	176	109
退 会 会 員	162	160	223

会員数は各年度末のものである。

(5) 受託業務の精査について

顧客から受託した業務のうち2件において、設備や技術面で対応が困難という理由で、業務の一部を、民間業者に再委託している事例が見受けられた。

このことは、センターの設立目的や事業内容として掲げている「高年齢者等の就業の機会の確保及び提供」に即しているとは言えないため、目的に沿った業務を受託するよう、業務内容を精査する必要がある。

(6) 受託業務について

事務手続きについて

市からの受託業務において、市担当者とセンター双方の確認不足により、業務を先行して実施し契約書締結事務が大幅に遅延していた事例、市への積算資料(見積書)の提出及び契約締結事務が遅延していた事例、受託業務完了から市へ請求するまで相当の日数が経過している事例が見受けられた。

事務処理体制の抜本的な見直しをするなど適正な事務手続きに努め、再発防止の徹底を図られたい。

- 1、契約書の作成及び締結事務が大幅に遅延した事例
(業務開始日から数カ月経過後、遡って契約を締結)

委託契約の名称：川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務

契約締結先：みどり土木部 道路公園室 道路管理課

履行期間 平成 28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日

委託料 649,790 円(税込) 契約締結日 空欄

- 2、契約金額の積算資料(見積書)の作成に時間を要し、市への提出及び契約締結が遅延した事例
(業務開始日から約2カ月経過後、市へ見積書を提出し、遡って契約を締結)

委託契約の名称：中央北地区整備事業用地除草業務委託(その2)

契約締結先：キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区推進課

(28年度の名称)

履行期間 28年7月1日～28年9月30日

委託料 255,314 円(税込) 契約締結日 28年7月1日

3、受託業務完了から市へ請求するまで相当の日数を要している事例
(抽出して記載)

- ・川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務 29年6~7月分
(契約締結先:道路管理課)
請求日 29年11月10日、市の履行確認日 29年7月31日
- ・道路管理地維持管理業務(防草シート張り作業)29年7月分
(契約締結先:道路管理課)
請求日 29年11月10日、市の履行確認日 29年7月31日

受託業務の履行について

市からの受託業務について、契約書等に沿って適正に履行がなされていない事例や、顧客からの受託業務において、業務不履行及びその後の不適正な事務処理が行われていた事例が見受けられた。これらの要因として、センターにおいて、事務量に対して適切な事務処理体制となっていない点、就業現場の状況や会員の業務量等の把握が十分に行えていない点、就業会員に適切な指示を行えていない点が考えられる。

不適正な事例が発生することは、センターの信頼を損なうことにもなりかねないことから、職員及び就業会員が、適切な業務の履行が行えるよう業務管理体制の抜本的な見直しを行い、再発防止の徹底を図られたい。

- 1、川西市広報誌配布業務の際に、誤って民間チラシを折り込んで配布していた事例(事案発生日 28年5月29日~30日)
- 2、ドラゴンランド管理業務委託に係る不適正なごみ処理の事例(事案発生日 28年5月10日)
- 3、顧客から受託した配布業務における配布物の不配布、及びその後の不適正な事務処理が行われていた事例(27年度)

市所管部局 長寿・介護保険課

(1) 市補助金に関することについて

退職金相当分の二重交付について

市補助金は、公益社団法人川西市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、センターが行う高年齢者の就業機会を提供する事業に要する経費の一部について補助を行っているものである。補助金算定上におけるセンターの財源は、受託事務費(配分金額の概ね10%)、受取会費、連合交付金(国補助金)等であり、本来受託事務費等をもって運営経費である職員給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費等の費用を支出すべきところ、収支不足であることから、収支差額を市補助金として交付している。

当要綱において、補助対象経費としての人件費の中に、職員退職給与引当預金、退職金掛金と規定があり、当該職員退職給与引当預金を毎年150万円の積

み立てで予算計上し、退職金掛金分も含めて補助金が交付されている。

平成 28 年度の補助実績をみると、前述の職員退職給与引当預金、退職金掛金のほかに、補助対象経費に定めのない退職金約 1,397 万円（27 年度末に退職した職員分）が含まれていた。このことは退職金に対して二重に補助金を交付しているともとれることから、交付額の適正性及び透明性の確保のためにも、補助対象経費を精査し、要綱において、補助対象経費を明確にするべきである。

補助事業の遂行状況について

市がセンターへ委託した業務について、前回（20 年度）の監査時において、委託契約書どおりに業務が実施されていない事例があったが、今回も同様の事例が見受けられたほか、契約締結や請求書の発行等が大幅に遅延していた事例、顧客からの受注業務における不適正な事例が見受けられた。

これらの事例については、センター及び委託の市担当部署から、センターの所管課である長寿・介護保険課への報告がなく、情報共有がなされていなかった。

市補助金等交付規則第 12 条において「補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。」、また、公益社団法人川西市シルバー人材センター補助金交付要綱第 8 条では「市長は、センターの事業に関し、報告を求め、又は検査を行うことができる。」と規定があることから、センターの事業で不適正な事例が生じた場合においては、所管課として補助金交付団体や市担当部署に対して実施状況の報告を求めると情報共有を行い、必要に応じて検査や指導を行うことが望ましい。

《 委託業務関係所管課：みどり土木部 道路管理課 》

(1) センターとの契約締結事務について

道路管理課がセンターに委託している、平成 28 年度川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務について、市担当者及びセンター双方の確認不足により、業務は先行して実施されていたものの、契約書の締結事務が、業務開始日から数カ月経過後に行われていたため、適正な事務手続きに努められたい。

委託契約の名称：川西能勢口駅周辺道路管理地清掃作業業務

（業務開始日から数カ月経過後、遡って契約を締結）

履行期間 28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日

委託料 649,790 円（税込）

1 2 まとめ（センターに対する意見）

平成 28 年度において、センターは市から 4,678 万円の補助金を受け入れているが、このほか、28 年度の途中において運転資金に不足が生じることから市から 600 万円を借り入れている。さらに、職員の退職に備えて積み立てている退職給付引当資産のうち、2,000 万円を不足する運転資金に流用しているが、これによって積み立てている退職給付引当資産がその本来の目的のために使用されていない。

このように運転資金の不足が常態化しているセンターが事業を安定して継続するためには、更なる会員確保に取り組むとともに、就業の開拓や独自事業の展開にもこれまで以上に取り組むことで、収支相償の趣旨に反しない限りにおいて安定した事業運転資金を確保していく必要がある。

また、センターが市から受託した業務について、前回（20 年度）の監査時においても委託契約書どおりに業務が実施されていない事例があったが、今回も同様の事例が見受けられたほか、契約締結や請求書の発行が大幅に遅延した事例、顧客からの受託業務における不適正な事例が見受けられた。

これらの事例が発生したのは、センターが受託した業務を適切に管理できていなかったことが一因であり、結果的に、会員にとってセンターで就業する目的を果たせていないとも言える。センターの本来の目的である「高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」という目的に沿った、会員のための事業運営が行われるよう、内部統制の整備と運用を行い、再発防止の徹底及び適正な業務管理に努められたい。

1 3 市に対する意見

センターの財政状況については、前述のとおり、経常費用の支払いで資金が不足しているため、平成 28 年 4 月に期中の運転資金として退職給付引当資産 2,000 万円を運転資金に流用し、当該資産が本来の目的に使用されておらず適切とは言えない会計処理が行なわれているとともに、市からの一時借り入れと補助金で収支を補填し、自転車操業が常態化している。

加えて、公益社団法人移行後は、認定法の規定により、会計上収支相償が求められ、収益（黒字）を出すことが困難となっており、今後も大幅な自主財源の増加が見込めない状況となっている。

このような中、市は、継続的に支援を行っていくと思われるが、センターを取り巻く社会情勢や国の動向が不透明であることから、市はセンターと共に、中長期を見据えた運営の視点も踏まえて、経常費用の縮減や安定財源の確保に向けた取り組みなど、抜本的な対策を講じる必要がある。